5　区分のうち、「単純再販」の欄については、ＭＮＯが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

6　区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「ＳＩＭカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。

7　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8　記載する提供元事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。

9　「２　ＭＶＮＯの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているＭＶＮＯの名称を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十五の十一の次に次のように加える。

様式第15の２の２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告

事業者名

年３月31日現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス

事業者名

事業者名	
参考事項	

注１　「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。

2　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十の十一及び様式第二十の二十一中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九一四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。

様式第二十四を次のように改める。

様式第24（第５条関係）

外国政府等との協定等の報告

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	締結・変更の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金（国際計算料金を含む。）			保障通信時間	協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位			

注１　国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。

2　「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。

3　「サービスの種類」の欄には、国際電話・ＩＳＤＮ、国際電話・ＩＳＤＮ（衛星）又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。

4　「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。

5　「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。

6　「保障通信時間」の欄には、保障通信時間の設定がある場合にのみ記載すること。

7　「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。

8　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。

9　「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十の注１中「種類」を「種別」に改め、同様式の注２及び注３中「、「発売した移動端末設備の種別数」のうち」を削り、同様式中注７を注８とし、同様式の注６中「注５」の次に「及び注６」を加え、同注６を同様式の注７とし、同様式中注５を注６とし、注４の次に次のように加える。

5　「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「ＳＩＭロックが設定されていないもの」及び「ＳＩＭロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出した者とみなす。